

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

### 奈良県人事委員会規則第十八号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の五を削る。

第五条を次のように改める。

### 第五条 削除

第六条の三第一項の表中中学校の項の次に次のように加える。

義務教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、寮務主任
--------	-----------------------

第七条第三項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第一山添駐在所から川上村立学校給食共同調理場までの項中「山辺高等学校山添村立山辺分校」を「山辺高等学校山添村立山添分校」に改め、同表畜産技術センター研

「

野迫川小学校
大塔小学校
西川第一小学校
西川第二小学校
下北山小学校

究開発第二課から上北山村立学校給食センターまでの項中

吉野郡野迫川村大字北股

吉野郡十津川村大字神下
四級

を

西川第二小学校	漕駐在所
---------	------

郡野迫川村大字北股
-----------

に、同表漕駐在所の項中

漕駐在所
------

吉野郡野迫川村大字北股	五條市大塔町宇井
-------------	----------

を

野迫川中学校
吉野

吉野郡野迫川村大字北股	吉野郡十津川村大字永井	吉野郡下北山村大字寺垣内
-------------	-------------	--------------

に、

野迫川中学校	大塔中学校
--------	-------

吉野郡野迫川村大字北股	吉野郡十津川村大字永井	吉野郡十津川村大字出谷	吉野郡下北山村大字寺垣内
-------------	-------------	-------------	--------------

を

野迫川小学校	西川第一小学校	下北山小学校
--------	---------	--------

	吉野郡十津川村大字神下	四級
	吉野郡十津川村大字出谷	

に改める。

別表第二三ヶ谷駐在所の項の次に次のように加える。

小川駐在所	吉野郡東吉野村大字小川
高見駐在所	吉野郡東吉野村大字木津
東吉野小学校	吉野郡東吉野村大字小川
東吉野村立学校給食センター	吉野郡東吉野村大字小川

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。